

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成24年12月25日
【会社名】	株式会社アイフリーク
【英訳名】	I-FREEK INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 永田 万里子
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号
【電話番号】	092(738)3800(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理グループ長 猪俣 英夫
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号
【電話番号】	092(738)3800(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理グループ長 猪俣 英夫
【縦覧に供する場所】	株式会社アイフリーク 東京支店 (東京都港区赤坂二丁目17番22号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【提出理由】

当社は、平成24年12月14日開催の取締役会において、平成25年4月1日を効力発生日（予定）として、当社の営む一切の事業（ただし、株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関する事業を除く。）を会社分割により分社化（以下、「本新設分割」とします。）し、新たに設立する株式会社アイフリーク モバイル（以下「アイフリーク モバイル」という。）、株式会社キッズスター（以下「キッズスター」という。）及び株式会社アイフリーク プロダクツ セールス（以下「アイフリーク プロダクツ セールス」という。）に継承させることを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### （1）本新設分割の目的

当社は、平成19年3月にJASDAQ（旧ヘラクレス）市場に上場以来、企業価値向上のため、新規事業への取り組みやM&Aの実施により、複数の事業領域で事業を行っておりますが、各事業領域における市場環境が急激に変化している今日、更なる企業価値の持続的な向上には抜本的な構造改革が不可欠であると認識しております。そこで、経営と事業執行の役割を明確にし、グループ全体の持続的利益成長を目指すため、現行の事業部制組織体制から持株会社制に移行いたします。

### （2）本新設分割の方法

当社を分割会社とし、分割により設立する新会社に本件事業に関して有する権利義務を継承させる新設分割といたします。

### （3）本新設分割に係る割当ての内容

新会社は本新設分割に際して、アイフリーク モバイルが発行する普通株式2,000株、キッズスターが発行する普通株式1,000株及びアイフリーク プロダクツ セールスが発行する普通株式800株全てを、新設分割会社である当社に割り当てます。

### （4）その他の本新設分割計画の内容

当社が平成24年12月14日開催の取締役会において承認した本新設分割計画の内容は、後記のとおりであります。なお、本新設分割は、平成25年2月15日開催予定の臨時株主総会の承認を条件としております。

### （5）本新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本新設分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本新設分割に際して新会社が発行する株式は全て当社に割当交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新会社の資本金の額等を考慮し、決定したものであります。

( 6 ) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額及び事業の内容

1. 商号 株式会社アイフリーク モバイル  
2. 本店の所在地 福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号  
3. 代表者の氏名 代表取締役社長 伊藤 幸司  
4. 資本金の額 100,000,000円  
5. 純資産の額 353,869千円  
6. 総資産の額 394,382千円  
7. 事業の内容 コミュニケーションコンテンツ事業

1. 商号 株式会社キッズスター  
2. 本店の所在地 福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号  
3. 代表者の氏名 代表取締役社長 永田 万里子  
4. 資本金の額 50,000,000円  
5. 純資産の額 50,981千円  
6. 総資産の額 51,862千円  
7. 事業の内容 ファミリーコンテンツサービス事業

1. 商号 株式会社アイフリーク プロダクツ セールス  
2. 本店の所在地 福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号  
3. 代表者の氏名 代表取締役社長 山内 征宏  
4. 資本金の額 40,000,000円  
5. 純資産の額 235,011千円  
6. 総資産の額 262,983千円  
7. 事業の内容 物販事業

以上

## 新設分割計画書

株式会社アイフリーク（平成25年4月1日付で「株式会社アイフリークホールディングス」に商号変更予定、以下「当社」という。）は、当社のモバイルコンテンツ事業（ファミリーコンテンツサービス領域を除く）及びこれらに附帯する業務（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を新設分割により設立する株式会社アイフリーク モバイル（以下「新設会社」という。）に承継させるために、会社法に定める新設分割の方法により会社分割（以下「本件分割」という。）を行い、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

### 第1条（新設分割）

当社は、本計画書に定めるところに従い、新設分割の方法により新設会社を設立し、当社が本件事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる。

### 第2条（新設会社の定款記載事項）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1「株式会社アイフリークモバイル定款」に記載のとおりとする。

### 第3条（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

- （1）設立時取締役 伊藤 幸司、谷内 進、渡辺 剛司
- （2）設立時監査役 光安 直樹

### 第4条（承継する権利義務）

1．新設会社は、本件分割の効力発生日において、本件事業に属する別紙2「承継権利義務明細表（株式会社アイフリークモバイル）」記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を当社より承継する。但し、法人格の変更に対し移転が認められないもの及び契約上移転できないものを除く。

2．新設会社が当社から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとする。但し、当社と新設会社間においては新設会社がかかる債務の全部を負担し、当社がかかる債務の弁済を行ったときは、新設会社は当社の請求に基づきその弁済額の全額及び弁済に要した費用を直ちに支払わなければならない。

### 第5条（新設会社が交付する株式の数及び割当）

新設会社は、本件分割に際して普通株式2,000株を発行し、全てを当社に割当交付する。

### 第6条（分割期日）

新設会社の設立の登記すべき日は、平成25年4月1日（以下「分割期日」という。）とする。但し、手続の進行上必要がある場合は、当社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第7条（新設会社の資本金及び資本準備金の額等）

新設会社の資本金及び資本準備金の額は次のとおりとする。但し、分割期日における当社の資産及び負債の状況等により、これを変更することができる。

- (1) 新設会社の資本金の額 100,000,000円
- (2) 新設会社の資本準備金の額 0円
- (3) 新設会社の資本剰余金の額 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から資本金の額及び資本準備金の額を控除した額

第8条（本計画書の効力）

本計画書は、当社の株主総会における承認又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときはその効力を失う。

第9条（競業禁止義務）

当社は、競業禁止義務を負わないものとし、本件分割の効力発生後においても、本件事業と同一の事業を行うことができる。

第10条（本計画書の変更、本件分割の中止）

本計画書作成後から分割期日までの間、当社の資産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件計画書の目的の達成が困難となった場合には当社の取締役会決議により、本件分割の条件その他本計画書の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第11条（その他）

本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、当社がこれを決定することができる。

平成24年12月14日

福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号  
株式会社アイフリーク  
代表取締役 永田 万里子

(別紙1)

## 株式会社アイフリーク モバイル 定 款

### 第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社アイフリークモバイルと称し、英文では I-FREEK MOBILE INC.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 携帯電話を含む情報端末を利用した情報処理、情報提供、通信販売業務
2. コンピューターソフトウェアの企画、設計、開発、販売、保守、賃貸、管理
3. マルチメディアおよびコミュニケーションツールの研究、開発
4. 携帯電話を含む情報端末およびインターネットホームページの制作、企画立案およびシステムの開発
5. インターネットを利用したオンラインゲームに関する企画、開発、運営および配信
6. 映像ソフトおよび音声ソフトの企画、制作、管理、販売
7. 映像・音楽・画像・コンテンツ・コンピューターソフトウェア・キャラクター商品に関する工業所有権、映像・音楽・画像・コンテンツ・コンピューターソフトウェアに関する著作権、キャラクター商品化権およびそれらのソフトウェアの取得、利用、管理、販売、賃貸借、使用許諾業務
8. キャラクター商品の企画および著作権、商標権、実用新案権、意匠権の取得ならびに管理業務
9. 芸能人、クリエイター、音楽家、学者、スポーツ選手の招聘およびマネジメント業務
10. コンピューターシステムによるデータ入力およびそれに伴う事務処理の受託
11. 有価証券の取得、投資、保有および運用業務
12. 消費者購買動向等マーケティング調査ならびにこれらに関する情報の分析、提供
13. セールスプロモーションの企画、制作
14. 市場調査、宣伝、広告業およびコンサルティング業務
15. 上記各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を、福岡市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式の総数は、6,000株とする。

### (株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

### (株式の取り扱い)

第8条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める。

### (基準日)

第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者としてすることができる。

## 第3章 株主総会

### (招集)

第10条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

- 2 株主総会の招集の通知は、株主総会の1週間前までに、書面で発送する。

### (招集権者および議長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役がこれを招集する。

- 2 株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が議長となる。

### (議決権の代理行使)

第12条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第14条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

#### 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第15条 当社の取締役は、9名以内とする。

(取締役の選任)

第16条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第18条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第20条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。



(取締役会の決議の方法)

第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

2 前項の定めにかかわらず、当社は会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第22条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第23条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役

(監査役の員数)

第26条 当社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第27条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第30条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任につ

いて、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 計算

### （事業年度）

第31条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### （期末配当金）

第32条 当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

### （中間配当金）

第33条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

### （配当金の除斥期間等）

第34条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。

## 附 則

### （設立に際して発行する株式の数）

第1条 当社の設立に際して発行する株式の数は2,000株とする。

### （最初の事業年度）

第2条 当社の最初の事業年度は、当社設立の日から平成26年3月31日までとする。

( 設立時役員 )

第 3 条 当社の設立時役員は、次のとおりとする。

( 1 ) 設立時取締役 伊藤 幸司、谷内 進、渡辺 剛司

( 2 ) 設立時監査役 光安 直樹

( 本附則の削除 )

第 4 条 本附則は最初の定時株主総会終結の時をもって削除する。

付 則

この定款は、平成25年 4月 1日に制定する。

(別紙2)

承継権利義務明細表(株式会社アイフリーク モバイル)

本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務の明細は、分割期日において本件事業に属する次に掲げる権利義務とする。

これらの権利義務のうち、資産及び負債については、平成24年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、資産及び負債以外の権利義務については本計画書作成日現在のものを基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本件事業に属する現金及び預金、売掛金、商品、仕掛品、並びにその他の流動資産。

(2) 固定資産

有形固定資産

本件事業に属する建物、工具、器具及び備品。

無形固定資産

本件事業に属するソフトウェア、ソフトウェア仮勘定。

投資その他の資産

本件事業に属する出資金、敷金。

2. 承継する負債

流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用。

3. 承継する雇用契約

新設会社は、当社から分割期日に、本件事業に属する労働者との間における雇用契約の全てを承継する。

4. 承継する権利義務等(雇用契約を除く)

契約関係

本件事業に属する取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他一切の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務。但し、法人格の変更に對し移転が認められないもの及び契約上移転できないものを除く。

許認可等

本件事業に関する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。但し、当社が引き続き保有する必要があると認めるものを除く。

以上

## 新設分割計画書

株式会社アイフリーク（平成25年4月1日付で「株式会社アイフリークホールディングス」に商号変更予定、以下「当社」という。）は、当社のモバイルコンテンツ事業（コミュニケーションコンテンツ領域を除く）及びこれらに附帯する業務（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を新設分割により設立する株式会社キッズスター（以下「新設会社」という。）に承継させるために、会社法に定める新設分割の方法により会社分割（以下「本件分割」という。）を行い、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

### 第1条（新設分割）

当社は、本計画書に定めるところに従い、新設分割の方法により新設会社を設立し、当社が本件事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる。

### 第2条（新設会社の定款記載事項）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1「株式会社キッズスター定款」に記載のとおりとする。

### 第3条（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

- （1）設立時取締役 永田 万里子、谷内 進、平田 全広
- （2）設立時監査役 光安 直樹

### 第4条（承継する権利義務）

- 1．新設会社は、本件分割の効力発生日において、本件事業に属する別紙2「承継権利義務明細表（株式会社キッズスター）」記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を当社より承継する。但し、法人格の変更に対し移転が認められないもの及び契約上移転できないものを除く。
- 2．新設会社が当社から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとする。但し、当社と新設会社間においては新設会社がかかる債務の全部を負担し、当社がかかる債務の弁済を行ったときは、新設会社は当社の請求に基づきその弁済額の全額及び弁済に要した費用を直ちに支払わなければならない。

### 第5条（新設会社が交付する株式の数及び割当）

新設会社は、本件分割に際して普通株式1,000株を発行し、全てを当社に割当交付する。

### 第6条（分割期日）

新設会社の設立の登記すべき日は、平成25年4月1日（以下「分割期日」という。）とする。但し、手続の進行上必要がある場合は、当社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第7条（新設会社の資本金及び資本準備金の額等）

新設会社の資本金及び資本準備金の額は次のとおりとする。但し、分割期日における当社の資産及び負債の状況等により、これを変更することができる。

- (1) 新設会社の資本金の額 50,000,000円
- (2) 新設会社の資本準備金の額 0円
- (3) 新設会社の資本剰余金の額 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から資本金の額及び資本準備金の額を控除した額

第8条（本計画書の効力）

本計画書は、当社の株主総会における承認又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときはその効力を失う。

第9条（競業禁止義務）

当社は、競業禁止義務を負わないものとし、本件分割の効力発生後においても、本件事業と同一の事業を行うことができる。

第10条（本計画書の変更、本件分割の中止）

本計画書作成後から分割期日までの間、当社の資産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件計画書の目的の達成が困難となった場合には当社の取締役会決議により、本件分割の条件その他本計画書の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第11条（その他）

本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、当社がこれを決定することができる。

平成24年12月14日

福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号  
株式会社アイフリーク  
代表取締役 永田 万里子

(別紙1)

## 株式会社キッズスター 定款

### 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社キッズスターと称し、英文では KIDS STAR INC.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用した情報の管理、処理、提供、通信販売業務の各サービスおよび仲介ならびに代金決済システムの導入代行業務
2. 携帯電話を含む情報端末を利用した情報処理、情報提供、通信販売業務
3. コンピューターソフトウェアの企画、設計、開発、販売、保守、賃貸、管理
4. マルチメディアおよびコミュニケーションツールの研究、開発
5. 携帯電話を含む情報端末およびインターネットホームページの制作、企画立案およびシステムの開発
6. インターネットを利用したオンラインゲームに関する企画、開発、運営および配信
7. 映像ソフトおよび音声ソフトの企画、制作、管理、販売
8. 放送事業およびテレビ・ラジオ番組の企画、制作
9. 映像・音楽・画像・コンテンツ・コンピューターソフトウェア・キャラクター商品に関する工業所有権、映像・音楽・画像・コンテンツ・コンピューターソフトウェアに関する著作権、キャラクター商品化権およびそれらのソフトウェアの取得、利用、管理、販売、賃貸借、使用許諾業務
10. キャラクター商品の企画および著作権、商標権、実用新案権、意匠権の取得ならびに管理業務
11. 芸能人、クリエイター、音楽家、学者、スポーツ選手の招聘およびマネジメント業務
12. コンピューターシステムによるデータ入力およびそれに伴う事務処理の受託
13. 印刷業、製版業、出版業、写真撮影および写真製版業
14. 代金前払い方式の金券の発行、販売および商品交換業務ならびにポイントカードサービスの企画、運営業務
15. カルチャー教室、レッスン教室の開設指導および経営ならびに各種学校の経営
16. 消費者購買動向等マーケティング調査ならびにこれらに関する情報の分析、提供
17. セールスプロモーションの企画、制作
18. 市場調査、宣伝、広告業およびコンサルティング業務
19. 上記各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を、福岡市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式の総数は、4,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の取り扱い)

第8条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める。

(基準日)

第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者としてすることができる。

## 第3章 株主総会

(招集)

第10条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

- 2 株主総会の招集の通知は、株主総会の1週間前までに、書面で発送する。

(招集権者および議長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役がこれを招集する。代表取締役が事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役がこれを招集する。

- 2 株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役が事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が議長となる。

(議決権の代理行使)

第12条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。



い、

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第14条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

#### 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第15条 当社の取締役は、9名以内とする。

(取締役の選任)

第16条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第18条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第20条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

- 2 前項の定めにかかわらず、当社は会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第22条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第23条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役

(監査役の員数)

第26条 当社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第27条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

( 監査役の任期 )

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

( 監査役の報酬等 )

第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

( 監査役の責任免除 )

第30条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 計 算

( 事業年度 )

第31条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

( 期末配当金 )

第32条 当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

( 中間配当金 )

第33条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

( 配当金の除斥期間等 )

第34条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。

## 附 則

( 設立に際して発行する株式の数 )

第1条 当社の設立に際して発行する株式の数は1,000株とする。

(最初の事業年度)

第2条 当社の最初の事業年度は、当社設立の日から平成26年3月31日までとする。

(設立時役員)

第3条 当社の設立時役員は、次のとおりとする。

- (1) 設立時取締役 永田 万里子、谷内 進、平田 全広
- (2) 設立時監査役 光安 直樹

(本附則の削除)

第4条 本附則は最初の定時株主総会終結の時をもって削除する。

付 則

この定款は、平成25年4月1日に制定する。

(別紙2)

承継権利義務明細表(株式会社キッズスター)

本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務の明細は、分割期日において本件事業に属する次に掲げる権利義務とする。

これらの権利義務のうち、資産及び負債については、平成24年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、資産及び負債以外の権利義務については本計画書作成日現在のものを基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

流動資産

本件事業に属する現金及び預金、売掛金、並びにその他の流動資産。

2. 承継する負債

流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金。

3. 承継する雇用契約

新設会社は、当社から分割期日に、本件事業に属する労働者との間における雇用契約の全てを承継する。

4. 承継する権利義務等(雇用契約を除く)

契約関係

本件事業に属する取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他一切の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務。但し、法人格の変更に対し移転が認められないもの及び契約上移転できないものを除く。

許認可等

本件事業に関する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。但し、当社が引き続き保有する必要があると認めるものを除く。

以上

## 新設分割計画書

株式会社アイフリーク（平成25年4月1日付で「株式会社アイフリークホールディングス」に商号変更予定、以下「当社」という。）は、当社のEコマース事業及びこれらに附帯する業務（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を新設分割により設立する株式会社アイフリーク プロダクツ セールス（以下「新設会社」という。）に承継させるために、会社法に定める新設分割の方法により会社分割（以下「本件分割」という。）を行い、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

### 第1条（新設分割）

当社は、本計画書に定めるところに従い、新設分割の方法により新設会社を設立し、当社が本件事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる。

### 第2条（新設会社の定款記載事項）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1「株式会社アイフリーク プロダクツ セールス定款」に記載のとおりとする。

### 第3条（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

- （1）設立時取締役 山内 征宏、永田 万里子、橋本 裕
- （2）設立時監査役 光安 直樹

### 第4条（承継する権利義務）

- 1．新設会社は、本件分割の効力発生日において、本件事業に属する別紙2「承継権利義務明細表（株式会社アイフリーク プロダクツ セールス）」記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を当社より承継する。但し、法人格の変更に對し移転が認められないもの及び契約上移転できないものを除く。
- 2．新設会社が当社から承継する債務については、重疊的債務引受の方法によるものとする。但し、当社と新設会社間においては新設会社がかかる債務の全部を負担し、当社がかかる債務の弁済を行ったときは、新設会社は当社の請求に基づきその弁済額の全額及び弁済に要した費用を直ちに支払わなければならない。

### 第5条（新設会社が交付する株式の数及び割当）

新設会社は、本件分割に際して普通株式800株を発行し、全てを当社に割当交付する。

### 第6条（分割期日）

新設会社の設立の登記すべき日は、平成25年4月1日（以下「分割期日」という。）とする。但し、手続の進行上必要がある場合は、当社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第7条（新設会社の資本金及び資本準備金の額等）

新設会社の資本金及び資本準備金の額は次のとおりとする。但し、分割期日における当社の資産及び負債の状況等により、これを変更することができる。

- (1) 新設会社の資本金の額 40,000,000円
- (2) 新設会社の資本準備金の額 0円
- (3) 新設会社の資本剰余金の額 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から資本金の額及び資本準備金の額を控除した額

第8条（本計画書の効力）

本計画書は、当社の株主総会における承認又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときはその効力を失う。

第9条（競業禁止義務）

当社は、競業禁止義務を負わないものとし、本件分割の効力発生後においても、本件事業と同一の事業を行うことができる。

第10条（本計画書の変更、本件分割の中止）

本計画書作成後から分割期日までの間、当社の資産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件計画書の目的の達成が困難となった場合には当社の取締役会決議により、本件分割の条件その他本計画書の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第11条（その他）

本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、当社がこれを決定することができる。

平成24年12月14日

福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号  
株式会社アイフリーク  
代表取締役 永田 万里子

(別紙1)

株式会社アイフリーク プロダクツ セールズ 定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社アイフリーク プロダクツ セールズと称し、英文では I-FREEK PRODUCT SALES INC. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用した情報の管理、処理、提供、通信販売業務の各サービスおよび仲介ならびに代金決済システムの導入代行業務
2. 携帯電話を含む情報端末を利用した情報処理、情報提供、通信販売業務
3. マルチメディアおよびコミュニケーションツールの研究、開発
4. 携帯電話を含む情報端末およびインターネットホームページの制作、企画立案およびシステムの開発
5. インターネットを利用したオンラインゲームに関する企画、開発、運営および配信
6. 映像ソフトおよび音声ソフトの企画、制作、管理、販売
7. 放送事業およびテレビ・ラジオ番組の企画、制作
8. 映像・音楽・画像・コンテンツ・コンピューターソフトウェア・キャラクター商品に関する工業所有権、映像・音楽・画像・コンテンツ・コンピューターソフトウェアに関する著作権、キャラクター商品化権およびそれらのソフトウェアの取得、利用、管理、販売、賃貸借、使用許諾業務
9. キャラクター商品の企画および著作権、商標権、実用新案権、意匠権の取得ならびに管理業務
10. 芸能人、クリエイター、音楽家、学者、スポーツ選手の招聘およびマネジメント業務
11. 印刷業、製版業、出版業、写真撮影および写真製版業
12. 家具、什器備品、文房具、衣料用繊維製品、衣料品、日用雑貨品、衣料品雑貨、寝具、装飾品、宝飾品、雑貨什器、靴、袋物、皮革製品、履物、インテリア用品、厨房器具、医薬品、医薬部外品、民芸品、工芸品、ペット用品、玩具の企画、製造、販売および輸出入
13. 酒類、茶類、清涼飲料水、食料品、生鮮食品、冷凍食品、加工食品の企画、製造、販売および輸出入
14. 化粧品、健康食品、健康器具、瘦身美容機器等の企画、製造、販売および輸出入
15. 薬事法施行規則に定められた高度管理医療機器等の企画、製造、販売および輸出入
16. 有価証券の取得、投資、保有および運用業務
17. 代金前払い方式の金券の発行、販売および商品交換業務ならびにポイントカードサービスの企画、運営業務
18. 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋、管理
19. 消費者購買動向等マーケティング調査ならびにこれらに関する情報の分析、提 供
20. 労働者派遣事業法に基づく一般および特定労働者派遣事業ならびに職業安定法に基づく有料職業紹介事業
21. セールスプロモーションの企画、制作
22. 旅行業法に基づく旅行業
23. 古物売買業
24. 市場調査、宣伝、広告業およびコンサルティング業務
25. 上記各号に付帯または関連する一切の業務



(本店の所在地)

第3条 当社は本店を、福岡市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式の総数は、3,200株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の取り扱い)

第8条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める。

(基準日)

第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者となることができる。

## 第3章 株主総会

(招集)

第10条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

- 2 株主総会の招集の通知は、株主総会の1週間前までに、書面で発送する。

( 招集権者および議長 )

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役がこれを招集する。

- 2 株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が議長となる。

( 議決権の代理行使 )

第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

( 決議の方法 )

第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

( 議事録 )

第14条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

#### 第4章 取締役および取締役会

( 取締役の員数 )

第15条 当会社の取締役は、9名以内とする。

( 取締役の選任 )

第16条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

( 取締役の任期 )

第17条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第18条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第20条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

- 2 前項の定めにかかわらず、当社は会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第22条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第23条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役

### ( 監査役の員数 )

第26条 当社の監査役は、3名以内とする。

### ( 監査役の選任 )

第27条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### ( 監査役の任期 )

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### ( 監査役の報酬等 )

第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### ( 監査役の責任免除 )

第30条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 計算

### ( 事業年度 )

第31条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### ( 期末配当金 )

第32条 当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

### ( 中間配当金 )

第33条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

( 配当金の除斥期間等 )

第34条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。

附 則

( 設立に際して発行する株式の数 )

第1条 当会社の設立に際して発行する株式の数は800株とする。

( 最初の事業年度 )

第2条 当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から平成26年3月31日までとする。

( 設立時役員 )

第3条 当会社の設立時役員は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 設立時取締役 山内 征宏、永田 万里子、橋本 裕
- ( 2 ) 設立時監査役 光安 直樹

( 本附則の削除 )

第4条 本附則は最初の定時株主総会終結の時をもって削除する。

付 則

この定款は、平成25年4月1日に制定する。

(別紙2)

承継権利義務明細表(株式会社アイフリーク プロダクツ セールス)

本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務の明細は、分割期日において本件事業に属する次に掲げる権利義務とする。

これらの権利義務のうち、資産及び負債については、平成24年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、資産及び負債以外の権利義務については本計画書作成日現在のものを基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本件事業に属する現金及び預金、売掛金、商品、原材料、並びにその他の流動資産。

(2) 固定資産

有形固定資産

本件事業に属する建物、工具、器具及び備品。

無形固定資産

本件事業に属するのれん、ソフトウェア。

投資その他の資産

本件事業に属する出資金、敷金。

2. 承継する負債

流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、前受金、ポイント引当金。

3. 承継する雇用契約

新設会社は、当社から分割期日に、本件事業に属する労働者との間における雇用契約の全てを承継する。

4. 承継する権利義務等(雇用契約を除く)

契約関係

本件事業に属する取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他一切の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務。但し、法人格の変更に対し移転が認められないもの及び契約上移転できないものを除く。

許認可等

本件事業に関する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。但し、当社が引き続き保有する必要があると認めるものを除く。

以上